

厚生労働省発保 0420 第 5 号  
令和 3 年 4 月 20 日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官  
( 公印省略 )

#### 国民健康保険特定健康診査・保健指導費の国庫負担の一部改正について

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 72 条の 5 に基づく国庫負担金の交付については、平成 23 年 3 月 31 日厚生労働省発保 0331 第 1 号厚生労働事務次官通知の別紙「国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされているが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

なお、都道府県知事におかれましては、貴管内市区町村に対する周知につき配慮願いたい。

## 国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金交付要綱

## (通則)

- 1 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 72 条の 5 の規定に基づく国民健康保険特定健康診査・保健指導国庫負担金については、予算の範囲内において交付するものとし、法、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和 34 年政令第 41 号。）、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和 47 年厚生省令第 11 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年 厚生省 令 労働省 第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

## (交付の目的)

- 2 この負担金は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 20 条及び第 24 条の規定に基づき、都道府県内の市町村（特別区も含む。以下同じ。）が行う、特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進し、もって国民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図ることを目的とする。

## (交付の対象)

- 3 この負担金の対象は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号。以下「実施基準」という。）により市町村が行う特定健康診査等に対して、都道府県が市町村に法第 75 条の 2 第 1 項に規定する国民健康保険保険給付費等交付金を交付する事業とする。

## (交付額の算定方法)

- 4 この負担金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、市町村ごとに算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものと

する。

- (1) 市町村ごとに、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に第3欄に掲げる補助率を乗じる。

(負担金の概算払)

- 5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 6 この負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
  - (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
  - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
  - (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させことがある。
  - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
  - (7) この負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を負担金の額の確定の日（事業の中止又は廃止

の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (8) 都道府県知事は、国から概算払により間接補助金にかかる負担金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた負担金に相当する額を遅滞なく市町村に交付しなければならない。
- (9) 都道府県知事が、この負担金を財源の全部又は一部として国民健康保険保険給付費等交付金を市町村に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
  - ア 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
  - イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
  - ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - エ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないで、この負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
  - オ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付せざることがある。
  - カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
  - キ 市町村は、負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第 1 に準じた様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を事業の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の

属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。

- (10) (9)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (11) 市町村から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

#### (申請手続)

7 この負担金の交付の申請は、別紙様式第2による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

#### (変更申請手続)

8 この負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い毎年度12月28日までに行うものとする。  
なお、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略することができるものとする。

#### (交付決定までの標準的期間)

9 厚生労働大臣は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

#### (実績報告)

10 都道府県知事は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第3による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

#### (負担金の返還)

11 厚生労働大臣は、交付すべき負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に

返還することを命ずる。

(その他)

12 特別の事情により 4、7、8 及び 10 に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

1. 基準額	2. 対象経費	3. 補助率						
<p>○特定健康診査</p> <p>次により算定した額の合計額</p> <p>実施方法別に次表の基準単価に 実施人員を乗じた額</p> <table border="1"><thead><tr><th>実施方法</th><th>基準単価 (注)</th></tr></thead><tbody><tr><td>基本的な健診項目のみ 実施</td><td>円 5,004 (6,435)</td></tr><tr><td>基本的な健診項目と詳 細な健診項目の実施</td><td>5,266 (6,772)</td></tr></tbody></table>	実施方法	基準単価 (注)	基本的な健診項目のみ 実施	円 5,004 (6,435)	基本的な健診項目と詳 細な健診項目の実施	5,266 (6,772)	<p>○特定健康診査</p> <p>特定健康診査の実施に 必要な報酬、共済費、賃 金、報償費、旅費、需用 費（消耗品費、燃料費、 印刷製本費、光熱水費、 修繕料）、役務費（通信運 搬費、手数料、保険料）、 委託料、使用料及び賃借 料、負担金</p>	1／3
実施方法	基準単価 (注)							
基本的な健診項目のみ 実施	円 5,004 (6,435)							
基本的な健診項目と詳 細な健診項目の実施	5,266 (6,772)							

<p>○特定保健指導</p> <p>次により算定した額の合計額</p> <p>(1) 当該年度内に初回面接から実績（3ヶ月以上経過後）評価まで全て実施する場合</p> <p>次に定める実施方法別に、基準単価を実施人員に乗じた額</p> <p>ア 動機付け支援（実施基準第7条第1項に規定する支援）</p> <p>5,910円（7,620円）</p> <p>イ 積極的支援（実施基準第8条第1項に規定する支援）</p> <p>17,580円（22,590円）</p> <p>(2) (1)以外の場合（特定保健指導の実施期間中、特定保健指導対象者が参加しなくなった者や被保険者資格を喪失した者も含む。）</p> <p>実施方法別に定める次の表の支援段階区分ごとの実施人員に基準単価を乗じた額の合計額。</p>	<p>○特定保健指導</p> <p>特定保健指導の実施に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金</p>	
--	--	--

ア 動機付け支援(実施基準第7条第1項に規定する支援)

支援段階区分	基準単価
初回面接の終了まで (初回面接)	円 4,740 (6,090)
初回面接終了後から 実績評価の終了まで (実績評価)	1,170 (1,500)

イ 積極的支援(実施基準第8条第1項に規定する支援)

支援段階区分	基準単価
初回面接の終了まで (初回面接)	円 7,020 (9,030)
継続的支援の開始から 実績評価の終了まで (実績評価)	10,530 (13,560)

※ 65歳以上の対象者については、積極的支援に該当した場合でも、動機付け支援を実施する。

※ 動機付け支援には、積極的支援対象者のうち「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法」(平成25年厚生労働省告示第91号)第2の1(2)アに定めるところにより、動機付け支援相当(初回面接と実績評価の間に必要に応じた支援が180ポイント未満の場合)の支援を行った者を含む。

(注) 基準単価は、実施にあたって必要な経費から自己負担（3割）を除いた額をもとに設定している。

( ) 内の金額は、当該年度において、国民健康保険の被保険者が市町村民税非課税世帯に属する者である場合の基準単価。

ただし、受診月が4月から7月までの場合にあっては、前年度の課税状況による。

○ 「市町村民税非課税世帯」とは、市町村が行う国民健康保険において、世帯主及びその世帯に属する当該国民健康保険の全ての被保険者に市町村民税が課されない場合。